

インボイス制度 説明会のご案内

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求者や領収書などに書くことになります。導入後は、登録事業者のみが適格請求書(インボイス)を交付することができ、登録した事業者は必ず消費税の申告をしなければなりません。

下記の日程でインボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などについて、南税務署の担当官が講師となり、説明を行います。いずれも内容は同じです。皆様の参加をお待ちしています。

【開催日時・場所】

- ① 令和5年11月30日(木) 14時～15時 南税務署
- ② 令和5年12月15日(金) 14時～15時 南税務署

【留意点】

- ①、②、③の会場はいずれも南税務署 3階会議室です。
(大阪市中央区谷町7-5-23)

お申込み参加に当たって

- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合がございます。
- ・当日発熱等の症状が疑われる方は受講をお控えください。
- ・感染状況によっては、お願い事項を変更する場合があります。

定員 25名 (先着順)
感染症対策のため少人数制とさせていただきます。

問合せ 南納税協会
TEL 06-6762-2457



▼南納税協会
ホームページ



※下記申込書ご記入後、各開催日の3日前までにFAXにてお申込み下さい。
南納税協会のホームページからもお申込みいただけます。

◇ インボイス制度説明会 参加申込書 ◇

公益社団法人

南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

ご参加希望の日時①～③欄に、○をご記入ください

令和 年 月 日

○をご記入ください

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

※ご記入頂いた個人情報は、当協会の研修会・セミナーに関する連絡確認、各種サービスに関するお知らせ等のみ使用させていただきます。

①	②	③
満席		

- ・ 南納税協会員
- ・ 他納税協会員
- ・ 一般

会社名		氏名	
住所	〒	TEL	
		FAX	